

タイトル	韓国・忠清南道におけるマウルづくり政策とその課題
著者	内田，和浩； UCHIDA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集，63(4)： 31-57
発行日	2016-03-31

《論説》

韓国・忠清南道における マウルづくり政策とその課題

内 田 和 浩

1. はじめに

筆者は2015年3月から6か月間、韓国・大田大学校地域協力研究院で在外研修生活を送った。同研究院での筆者の研究テーマは、「韓国・忠清南道と日本・北海道のコミュニティ政策の比較研究～大都市と農山漁村における「限界集落」問題を視野に～」であった。そこでは大都市はもちろん、韓国の農山漁村での「マウルづくり」にも興味を持ち、特に忠清南道の近年の「暮らしやすい希望マウルづくり」政策の進展に注目して資料収集を行い、基礎自治体として洪城郡も訪問し資料収集を行ってきた。

韓国では、市民活動家のパク・ウォンスン氏が、2011年10月にソウル特別市の市長に当選し、「マウル共同体の回復」が具体的な政策として進められ、2012年2月には5年間にわたる「マウル共同体基本計画」がつくられ、同年3月ソウル特別市マウル共同体づくり支援等に関する条例（資料編に全文掲載）が制定された。そして、同条例に基づいて同年11月にはソウル特別市マウル共同体総合支援センターが設置されたのだ。このセンターの所長には、ソウルの「市民型まちづくり運動」の成功事例として知られるソンミサンマウルで活躍したユ・チャンボク氏が就任し、下からの市民運動と上からの行政による支援の協働による大都市におけるマウルづくりの動きとして注目された。パク・ウォンスン氏は、2014年6月の市長選挙で再選し、ソウルにおける「マウル共同体づくり」の実践は引き続き市民に支持され、現在はその第2段階（基礎自治体である区毎にマウル共同体支援センター等が設置され、行政洞毎のマウルづくり支援がスタート）が進められている。

このような韓国における「市民型まちづくり運動」は、「マウルマンドゥルギ」（以下、マウルづくりと記す）と呼ばれ、日本の「まちづくり」に学んで1995年の地方自治制度復活以降活発になり、現在韓国全土に広がっている。ソウル市の取り組みは、まさにこのような全国的な流れの中心にあるのだ。近年では、京畿道の「幸福のマウルづくり」、忠清南道の「暮らしやすい希望マウルづくり」、釜山広域市の「コミュニティ・ニューデール」、大田広域市の「大田型良いマウルづくり」等、地方政府の重点政策としてマウルづくりが掲げられ進められている¹。

このような近年の韓国における地方政府によるマウルづくり政策の動きは、上記のようにパク・ウォンスン氏のソウル特別市長当選以降、主に広域自治体（韓国では、8つの道とソウル特別市の他6つの広域市、及び済州特別自治道・世宗特別自治市が広域自治体）の政策として進められている。例えば、広域自治体における「マウルづくり条例」の制定は、2013年1月現在のデータ²で、7市道（ソウル特別市2012年3月・釜山広域市2012年7月・光州広域市2010年3

月・京畿道 2012 年 8 月・全羅北道 2009 年 12 月・忠清南道 2012 年 12 月・済州特別自治道 2009 年 1 月)となっており、それぞれが条例に基づいた中間支援組織である「マウルづくり支援センター」を設置する等して、具体的な支援を行っている。

一方、同じデータから基礎自治体では 2013 年 1 月現在 56 区市郡(ソウル特別市 18 区、釜山広域市 2 区、仁川広域市 3 区、蔚山広域市 1 区、江原道 1 市 1 郡、京畿道 7 市 1 郡、忠清北道 1 市 1 郡、全羅北道 3 市 1 郡、全羅南道 4 市 2 郡、慶尚北道 1 郡、慶尚南道 2 市)で「マウルづくり条例」が策定されている。

本論文では、この間筆者が資料・情報収集した韓国でのマウルづくりに関わる地方政府である忠清南道と洪城郡の政策及びそこで行われているマウルづくりの現状を紹介し論ずるとともに、筆者の今後の研究課題を整理していきたい。

なお、本論文は日本学術研究助成基金基盤研究(C)(一般)(H27~H29)「韓国における地方政府の「まちづくり」政策と地域共同体の形成過程」(代表・内田和浩)の研究成果の一つである。

2. 忠清南道のマウルづくり政策

(1) 忠清南道の概要

忠清南道は、韓国の中西部に位置する広域自治体である。西を黄海に面し、北を京畿道、南を全羅北道、東を忠清北道に接している。道の 3 分の 1 の面積は農用地であり、農業以外では漁業も重要な産業である。

歴史的には、朝鮮王朝時代の 1896 年に忠清道の西半分を忠清南道と定めたことが始まりで、当初道庁は公州に置かれていたが、日本統治時代(韓国では「日帝時代」と呼ぶ)の 1932 年に大田に移った。

大韓民国成立後、地方自治制度が確立していく過程で、1989 年大田が大田直轄市(1995 年に大田広域市と名称変更)として広域自治体となり忠清南道から分離し、2012 年 7 月には燕岐郡等が世宗特別自治市となり分離して、現在の 8 市 7 郡の忠清南道となった。また、道庁はその後も大田に置かれていたが、2012 年 12 月末に洪城郡に移転した。

忠清南道は、人口 2,073,340 人・883,134 世帯(2015.10 月末現在)、面積 8,204.71 km²の広域自治体である。基礎自治体として、15 市郡(天安市、牙山市、唐津市、瑞山市、保寧市、論山市、鷄龍市、公州市、礼山郡、泰安郡、洪城郡、青陽郡、扶余郡、舒川郡、錦山郡)があり、2015 年にユネスコ世界遺産に登録された百済時代の遺跡 8 カ所をまとめた「百済歴史遺跡地区」は公州市・扶余郡を中心とする地区である。

(2) 忠清南道のマウルづくり政策の現状

次に、忠清南道のマウルづくり政策について概観したい。筆者が忠清南道のマウルづくり政策やその基礎自治体である洪城郡のマウルづくり政策・及び実践に興味を持ったのは、もちろん大田大学校がある大田広域市はもともと忠清南道の一部であり、比較的似た地域性を有していると考えたからである。また、在外研修期間中の筆者の住居が、旧・忠清南道庁前(2012 年 12 月まで大田広域市中区にあった)であったことも理由といえる。しかし、実際に忠清南道と関わることになり、忠南発展研究院(忠清南道庁の研究機関)のグ・ジャイン博士にお会いしたことから、忠清南道のマウルづくりへの関心度は大きく高まって行ったのだ。



(出典：韓国観光公社ホームページ「忠清南道」)

グ博士は、本論文では取り上げないが「最高のマウルづくり」として韓国で最も先進的なマウルづくりを10年以上続けている全羅北道鎮安郡³で、専任契約職としてマウルづくりを主導してきた人物であり、忠清南道知事が正に彼の鎮安郡での実績を評価し、2015年3月に忠清南道のマウルづくり政策の研究ブレンとしてヘッドハンティングした人物であった。

忠清南道のアン・ヒジョン道知事は、2010年民選5期に初当選した際、スローガンとして「幸せな変化、新しい忠南」を掲げ、これを実現する核心道政方針として「農漁村、農漁業、農漁民が快適に暮らせるようにする3農革新」、公職者自らの尊重と革新を通じ政策の品質を高める行政革新、そして「積極的な参加と疎通を通じ道民を道政の真の主人として仕える自治分権革新」を掲げ推進してきた。そして、その中心的な政策として2011年12月から「忠南型暮らしやすい希望のマウルづくり」事業を本格的に推進し、2012年12月には忠清南道暮らしやすい希望マウル支援条例(資料編に全文を掲載)を施行した。またアン道知事は、故・ノ・ムヒョン大統領の側近として知られる人物で、社会的企業(2007年「社会的企業支援法」)やマウル企業、協同組合(2012年「協同組合法」)等を一つの政策としてまとめ「社会的経済」と名付けるとともに、2012年には、それまでの忠清南道社会的企業支援に関する条例(2009年)に代え、忠清南道社会的経済育成支援に関する条例も制定している⁴。

忠清南道のマウルづくり政策は、具体的には忠清南道内全16市郡⁵にある4,544行政里の農山漁村マウルに対して資源と住民の発展力量を評価した上で、4種類の推進モデルに分類し、それぞれオーダーメイド型の発展を支援育成しようという取り組みである。そのため、まず4,544行政里に対する実態調査を行っている。そこでは、市郡から収集した基礎資料をもとに、「一般

マウル」「希望若芽マウル」「希望花マウル」「希望果実マウル」の4種類に類型化が行われた。なお、「一般マウル」とは「マウル改善に関心が少なく、力量が充分でないマウル」,「希望若芽マウル」とは「マウル発展に関心を持って、小規模事業の推進を希望するマウル」,「希望花マウル」とは「マウル発展のために関連事業を推進しながら連携事業を平行して行おうと希望するマウル」,「希望果実マウル」とは「マウル改善意識が形成されており、追加で活性化事業を希望するマウル」と定義されている。

2011年12月の段階では、約70%が「一般マウル」であり、約30%が「希望(若芽・花・果実)マウル」であると推測し、1段階として2014年までに「希望(若芽・花・果実)マウル」を50%以上に向上させ、2段階として2020年までに100%に改善する計画を立てていた⁶。

忠清南道暮らしやすい希望マウル支援条例では、第2条で用語を「“希望マウル”とは農漁村マウルや地域で共同体またはこれに相応した多様な空間的範囲を土台として住民自らが協力を通じて生活の場(空間)、人(組織)、共同体(関係)をより望ましい方向に改善して行くマウルを言う」や「“づくり”とは住民の自発的参加と疎通を土台として地域の伝統と特性、資源などを考慮した住居環境改善及び住民共同体活性化などを通じて生活の質を高める活動を言う」等と定義としている。また、住民の責務(第4条)と道知事の責務(第5条)を明確にした上で「道知事は忠清南道暮らしやすい希望マウルづくり基本計画(以下“基本計画”という)を5年単位で樹立しなければならない」(第6条)「道知事は基本計画を基礎として希望マウルづくりのための年度別支援計画を樹立しなければならない(改定2013.09.25.)(第7条)と、支援計画の策定を義務づけている。さらに、道庁内に専担部署の設置運営や「希望マウルづくり関連分野の専門職公務員を専担部署に置くことができる」(第9条)とするとともに、住民及び市郡の役割(第10条)も定めている。また第11条(人力の支援)や「道知事は有機的な民官協力で事業のなだらかで持続的な推進のために忠清南道暮らしやすい希望マウルづくり支援センターを設置運営することができる」(第12条)等とし、道として人的支援を積極的に行っていこうという方針を示している。さらに、第15条では先に4種類に類型化した「一般マウル」「若芽マウル」「花マウル」「果実マウル」について、より明確な区分定義をしており、これらに区分した上で「マウル住民は長期的観点で体系的に推進するために希望マウル発展計画を樹立して推進する」(第16条)と住民主体の計画的なマウルづくりを求めているのである。

民選5期を通じて、忠清南道は700余のマウルで暮らしやすい希望マウルづくり事業を推進して来た。そして、この1段階希望マウル事業を通じて658マウルで発展計画が樹立し、1300余名のリーダーの力量強化がなされるなど、忠清南道の独自の事業は定着したと評価されているという。しかし、一方で道庁と市・郡庁の役割分担や民間と行政の協力などでシステムが構築されていない。例えば、農食品部の創造的マウルづくり、行政安全部の幸せマウルづくり、国土部の都市再生事業等、中央政府の部署ごとに違う政策が下りてきていて衝突が現われた。また、忠清南道知事の強い意志に比べて市郡行政の自発性は微弱で、住民たちの増える要求をすべて受け入れることができない等の問題点を指摘することができる⁷。

したがって、2014年7月にスタートした民選6期のアン道知事には、マウルづくり政策全般にわたった点検と新しい方策が必要になったのである。

そこで、鎮安郡での「住民主導ボトムアップ式マウルづくり」を主導してきたグ博士を忠南発展研究院農業農村研究部責任研究員として招き、忠清南道のマウルづくり理論の開発と現場志向的政策の発掘、そして民官協力システムの構築を要請したのであった。したがって、民選6期特

に2015年からの「忠南型暮らしやすい希望のマウルづくり」事業の2段階は、グ博士の分析と提案が反映され、今まさに進められているのである。

グ博士は、「忠清南道では、この間の1段階希望マウル事業を通じて、658マウルで発展計画が樹立し、1300余名のリーダーの力量強化がなされたが、その後の後続事業が不足したため住民参加意欲が低下しており、市郡行政の積極的な参加が足りなく、民間の支援システムも整備されなかった」と分析した。そこで2段階希望マウル事業では、その重点推進方向を次のように提案したのである。

まず、すでに発展計画を樹立している1段階希望マウルと農食品部の現場フォーラムを行った合計766マウルを、2段階希望マウル先行事業で集中的に育成すること。また農食品部市郡地域力量強化事業課の現場フォーラム事業と連携して、教育体系で効率的で実用的に再編していく。そして、広域自治体から基礎自治体で、行政支援から民間主導で、単位事業からシステム構築で、と政策方向を移動しながら市郡単位の持続可能なマウルづくりシステムを構築していくというものである⁸。

具体的には、例えば3農革新特化事業費を活用して「市郡マウルネットワーク構築及び中間支援組織設立支援事業」が実施されている。2015年度は全15市郡中5市郡（洪城郡・公州市・牙山市等）が公募により選定され、2年間のモデル事業として行うもので、主要事業内容として①行政システム整備（組織改編及び担当公務員深化教育、研修など）②民間ネットワーク構築及び運営③中間支援組織設立及び運営④諮問及びコンサルティングが、上げられている⁹。

3. 洪城郡の取りくみ—マウルづくりシステム「洪城通」

次に、忠清南道の基礎自治体の一つである洪城郡でのマウルづくりの取り組みを概観していく¹⁰。

(1) 洪城郡の概要

洪城郡は、忠清南道西部にあり忠南西海岸の中心地であり交通の要所である。人口92,826人・40,120世帯（2015.7.31現在）、面積443.97km²の基礎自治体である。行政区として邑2つ面9つあり、336つの行政里（いわゆる「マウル」）がある。洪城郡は、2012年12月末に忠清南道庁が郡内洪北面に移転してきて「内浦新都市」造成が行われているが、農業を主体とする農村部が中心である。農業人口は28,274名（人口の約3割）で、耕地面積161.89km²に米（水稻）が最も多い生産量であり、ジャガイモも高い生産比率を維持している。また、果実と野菜類ではイチゴ、白菜、唐辛子等で多くの比重を占有している。有機農である面積が多く、全国最初の有機農業特区指定（2014年10月）を受け、「環境にやさしい農業のメッカ」とも言われている。

洪城郡洪東面にある「プルム学校（プルム農業技術高等学校）」（1958年創立）を中心とするマウルづくりの実践は、50年以上の歴史を持ち、日本でも「農村教育共同体運動」の代表例として紹介されている¹¹。

(2) 洪城郡のマウルづくりの特徴

洪城郡のマウルづくりの特徴をまとめると以下のようになる。

時期的特徴

①胎動期（～2009年）

- ・洪東面ムンダン里地域で有機農業をする農民と帰農者たちを中心にして生態的マウルづくりの

ための100年計画を樹立した。(2000年)

- ・圏域事業(ムンダン, ネヒョン), 情報化マウル(3), 山村先端マウル(1), 農村伝統テーママウル(3)等 政府事業を活用してマウルづくりを開始。

②拡散期(2010年～2013年)

- ・親環境農政発展企画団が発足(2011年10月)し, 洪城郡農業・農村発展のための自治的な農政発展対策を樹立し, 内発的な発展を政策方向として設定
- ・忠清南道の段階別マウルづくり事業である「暮らしやすい希望マウルづくり事業」を積極的に導入し, 予備マウル力量強化を開始(2012年)
- ・地域内の多様な民間団体と行政部署との相互交流及びネットワークを模索。
- ・「洪城通」開始(2013年)

③ネットワーク構築期(2014年～)

- ・市郡力量強化事業を活用してガバナンス運用及び中間支援組織学習(2014年)
- ・中間支援組織設立のため民間ネットワーク構築と関連支援条例制定等, 行政システム準備(2015年)

空間的特徴

- ・ムンダン, コボギマウル等, 一部地域から近隣マウル及び他の邑面に拡散, ネットワーク中

①胎動期 2005年以前 山村先端マウル1, 情報化マウル1 圏域事業(ムンダン)

～2009年 山村先端マウル1, 情報化マウル2 圏域(ネヒョン), 伝統テーマ3

②拡散期 2012年 暮らしやすい希望マウルづくり(予備段階)開始(21)

2013年～14年 暮らしやすい希望マウルづくり(36), 「洪城通」開始

③ネットワーク構築期 洪城郡マウルづくり推進 2015年

進入, 発展段階 マウルづくり事業推進, 中間支援組織準備 及び 連携事業, 関連条例制定推進

このような経緯を経て, 現在の洪城郡のマウルづくりシステムは, 「洪城通」と名付けられ民間協力ガバナンス体系の一環として設立(2013.3設立, 2013.8名称公募決定)した組織とそこでの活動を指している。「洪城通」には2014年10月現在でマウルと民間団体113か所, 行政10部署が参加している。内訳は, マウルー希望マウル協議会(2013.3設立), 圏域単位マウル協議会。民間団体-(社)洪城協同社会経済ネットワーク(2012.5設立, 23機関が参加), 農村体験観光協議会(2011.3設立, 30か所が参加), 農村体験観光支援センター(2014.1設立), 帰農帰村支援センター(2012.3設立), 都市農村循環センター(2014.4設立)。行政(洪城郡庁)-各マウル関連事業を担当する5部署と教育, 広報, 公共デザインを担当する公務員の参加(忠清南道庁も含む)。である。

洪城郡が, このようなマウルづくりのシステムを構築してきた背景には, もちろん忠清南道のアン道知事による「忠南型暮らしやすい希望のマウルづくり」推進がある。そして, 洪城郡の内発的背景として, 各マウルでのリーダーの高齢化やリーダーがいても単独でマウルを発展させることに困難があり, 一方で行政も外部専門家やコンサルティング業に頼る傾向が見られた。しかし, 地域には人材は多くないが, 各種事業や自主的に形成されてきた組織, そして多くの経験と試行錯誤を経てきた人々がいた。そんな中で, マウルづくりを行政政策事業で始めようとする初心者から自立段階まで進んだマウル団体に至るまで力量が違うマウルが存在しており, これらがお互いに意志疎通でき, 行政と一緒に問題に対応していけるシステムが必要ということになった

のである。

そこで「洪城通」の目的は、洪城郡農村地域の発展と関連事業の円滑な推進のため、地域内の多様な主導者が協力システムを取り揃え、自ら人材を発掘、養成して組織を管理することができる能力を培って地域競争力を取り揃えよう、ということになった。それで、組織を新たにつくるより、地域にはもう組織された協議会、団体、機関等があり、それらの参加を促し、これらが正常に活動できるようにお互いに支援、協力していく方式として考えたのだった。したがって、「洪城通」には代表は置かず、各行政と民間団体を代表する 31 人の共同委員が参加している。

このように取り組みを進める上で、洪城郡では次のような人員の配置を行ってきた。まず親環境農政発展企画団を発足（2011 年 10 月）し、専任契約公務員を 2 名雇用（2011 年 10 月～2013 年 10 月まで 1 名、2013 年 8 月～2015 年 8 月まで 1 人）したことである。また、暮らしやすい希望マウルづくり専担人力として 1 名配置（2012 年 4 月～2014 年 10 月まで 1 名、2014 年 10 月～現在 1 人）し、さらに公務員専門職制度を導入して農村開発専門官を 1 名（2013 年 7 月～現在）配置しており、彼らが「洪城通」の事務局を担っているのである。

上記のような民官協力ガバナンス体系である「洪城通」を構成する推進体系として、まず行政部分については、洪城郡親環境農政発展企画団設置及び運用条例（資料編に全文掲載）が制定され、以下のような組織となっている。

親環境農政発展企画団

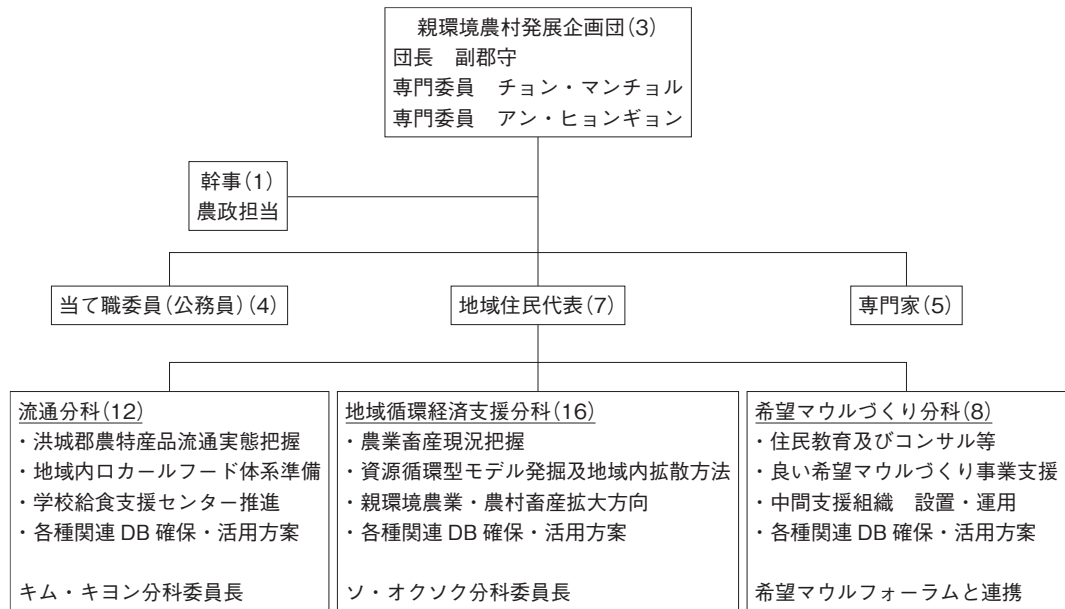
①構成

- ・団長（副郡守）、担当部署長、幹事、地域住民代表、各界専門委員等 20 名で構成
- ・流通分野、地域循環体系支援分野、希望マウルづくり分野等 3 分野編成・運用
- ・関連専担人力採用（3 名）

②役割

- ・洪城郡農政現況調査・診断及び与件分析（2011 年 10 月）、洪城郡農政対策樹立（2012 年 5 月）
- ・包括補助推進企画団諮問及びガバナンス洪城通運営
- ・建設交通と農村開発分野事業推進
専担人力と協力（農村開発専門官 1 名 2013 年 7 月～、希望マウルづくり専担 1 名 2012 年 4 月～）

③組織図



そして民間部分は、マウルの場合は希望マウル協議会と圏域団他マウル協議会があり、民間団体には洪城協同社会経済ネットワーク、農村体験観光協議会、農村体験観光支援センター、帰農婦村支援センターがある。これらが集まりマウルづくりネットワーク組織を構成（「洪城地域協力ネットワーク」と言う）している。それぞれの団体・組織の活動沿革は、以下のとおりである。

機関団体名	活動沿革
希望マウル協議会	- 希望マウル協議会設立（13.3.11-） - 忠南道暮らしやすい希望マウルづくり事業と農林畜産食品部「色彩マウル」「現場フォーラム」を通じてマウル発展計画を樹立するマウルとして構成（12年度 21 か所、13年度 15 か所、14年度 10 か所、15年度 5 か所） - マウルが協力と交流を通してチャンスン学校運営（14.9、16 マウル 77 名参加） - 第 1 回希望マウル一広場祝祭計画（14.9.18、250 名参加）
圏域事務長会	- 事業間情報共有と活性化のために諮問会議、圏域間メンタリング等 - 圏域ネットワークのために執務者である事務長会構築（14.4） - 毎月会議及び共同マーケティング及び広報実施 - 共同体験プログラム構築中
洪城郡農村体験観光支援センター	- 農漁村体験休養マウル、教育農場、体験農家、引退農場等 農村体験関連団体と個人農家 35 か所で農村体験観光協議会構成（11.5～） - 営農組合法人登録（12.1.18）、関連教育及び観光プログラム開発 - 農村体験観光支援センター開所（14.1.22）及び地域内 1 マウル体験観光コンサルティング実施（1 か所）

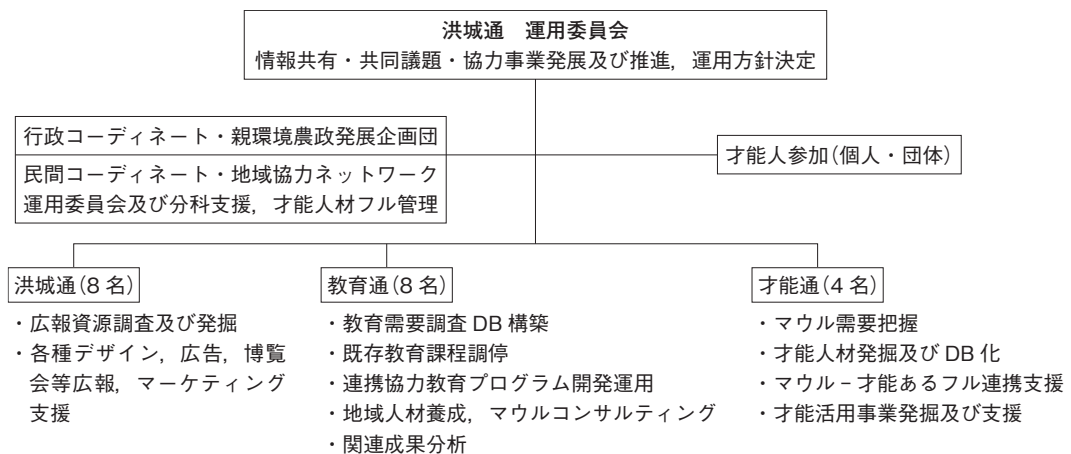
洪城協同社会経済ネットワーク	・ 社会的企業、マウル企業、福祉機関、協同組合、市民団体、中間支援組織であるマウル活力所等 24 か所で構成 (12.11-) ・ 13~14 暮らしやすい希望マウルづくり発展計画樹立コンサルティング参加 (4 か所) ・ 14 年市郡力量強化事業運用
地域協力ネットワーク	・ 希望マウル協議会、圏域、農村体験観光支援センター、洪城協同社会経済ネットワークの代表と専門家等、役員 8 名と事務局で構成 (15.4) ・ 統合組織ではなくネットワーク組織として中間支援組織準備 ・ 希望マウルを住民主導で先行事業コンサルティング (5 か所) 及び 15 年市郡力量強化事業運用

これら官と民の団体・組織が参加して民官ガバナンス体系として組織されたのが「洪城通」であり、その構成及び特徴、背景は以下のとおりである。

洪城通の構成

発足当時 (2013.3) は、マウルと民間団体が 88 か所、行政 5 か部署であったが、2014 年度には、マウルと民間団体 113 か所へ拡大し、行政 10 か部署が参加している。

〈洪城通の参加主体と分科組織現況〉(2015 年 6 月)



洪城通の特徴

洪城通は、垂直的な位階はなく水平的な組織体系をして代表委員長がいない。単に各行政と民間団体を代表している共同委員が参加している。つまり洪城通は、「地域の力量強化」を中心にしており、「地域主体たちの内・外部発展過程に参加すること」を事業中心とする主体育成よりは、地域内のキー組織となる主体の参加範囲を拡大させ、農村発展を推進する方式を紹介し、育成するプログラムである (EU のリーダー方式導入)。したがって、組織を新しくつくるのが目的ではなく、地域内にすでに構成されているマウル協議会、団体、機関らの参加を誘導したのだ。つまり、農村住民は個別力量 (人間資本) が不足しているということよりも、共に仕事する方法 (社会関係資本) や外部の支援を利用する方法 (ネットワーキング) を知らないという

ことが重要な課題であることに着目し、多様に新たに形成される共同体が農村政策推進主体として参加することを通して、地域内団体たちと自然に疎通することができる構造として創られたのである。

推進背景

- ・ 洪城郡農政発展対策（2012～2014）の核心課題である民官協力ガバナンス体系構築の一環として、親環境農政発展企画団が主導して2013年3月に発足。
- ガバナンス説明会開催及び討議（12.12, 110名）→ 準備委員会運営（12.12～）
- （仮称）ガバナンス運営委員会発足（13.3）→ 洪城通に改称（13.8）持続運営中
- ・ 地域内マウル、機関、団体等多様な組織が互いに情報を交流して協力することに対して共感。協力活動事項も共に導出。

そして、このような洪城通の設立前後の年度別のネットワーク構築状況を整理すると以下のようになる。

〈年度別ネットワーク構築現況〉

2011年

- ・ 農村体験観光協議会（11.5）：体験休養マウル、教育農場等32か所、法人登録
- ・ 親環境農政発展企画団（11.10）：設置及び運営条例、専門契約職採用

2012年

- ・ 協同社会経済ネットワーク（12.11）：マウル企業、社会的企業、協同組合、自活センター等24か所（毎月理事会）

2013年

- ・ 圏域発展協議会（13.10）：7か圏域、情報共有と諮問、圏域間メンタリング等（分岐別会議）
- ・ 洪城通開始（13.3）：5行政部署、83民間団体に構築、毎月会議
- ・ 希望マウル協議会創立（13.3）：マウル発展計画樹立及び色彩マウル現場フォーラム参加マウル参加

2014年

- ・ 農即体験観光支援センター開所（14.1）：体験観光関連ネットワーク支援
- ・ 洪城通分科運営（14.1）：3分科、10行政部署、113民間団体に構成
- ・ 道農循環センター出帆（14.5）：農村体験観光支援センター、帰農帰村総合支援センター統合
- ・ 希望マウル協議会再創立（14.6）：役員再構成及び自体活動導出（祝祭、チャンスン学校等）
- ・ 圏域事務長会議（14.10）：圏域実務者間情報共有、協力活動、毎月会議

2015年

- ・ 地域協力ネットワーク構築（15.4）：希望マウル、圏域、社会的経済、体験観光、民間分野統合ネットワーク。

洪城通の成果

洪城通は、わずか2年程の取り組みではあるが、このような民官協力のガバナンス体系が出来たことによる成果として以下の点が上げられている。

①行政と行政が通じる

- ・農村体験と帰農帰村業務連結及び組織統合—都市農村循環センター（2014.4 設立）
- ・平生教育及び技術センター教育、公共デザイン（民間専門家）、企画室、広報等担当公務員の関心を誘導及び業務連結

②通を増やす

- ・マウルリーダー力量強化（11 回課程，255 名参加）
 - － 自体教育 104 名履修（累積 1110 名）
- ・活動家力量強化
 - － 希望マウルコーディネート養成課程（29 名）
 - － 予備人材育成「青年，農村と通じたか」（44 名）
- ・中間支援組織のコンサルティング活動
- ・地域の今を発掘及びデータベース構築活用（7 団体 80 余名）
- ・教育プログラムデータベース構築，教育課程重複調整及び連携参与（7 機関，178 プログラム）

4、焦点は、基礎自治体のやる気（職員の力量）と中間支援組織の在り方

以上、忠清南道、そして忠清南道洪城郡のマウルづくり政策とマウルづくりの現状を概観してきた。もちろん、忠清南道は広域自治体であるため、具体的なマウルづくり実践というよりも、各基礎自治体でのマウルづくりを促し、財政的・制度的・人的に支援していくことがその大きな役割であり、忠清南道暮らしやすい希望マウル支援条例もまさに、広域自治体としての基本的な考え方を示したものであった。

したがって、広域自治体の長（道知事）がいくら住民主体（ボトムアップ型）を叫び、マウルの発展計画樹立の必要性やそのためのネットワーク構築の必要性を訴えても、基礎自治体自身（市長・郡守、議員、職員及び住民自身）にその必要性への自覚や主体的に取り組む意欲がなければ、マウルづくりは始まらないのであり、発展していかないのである。

一方、本論文では詳しく紹介していないが、全羅北道鎮安郡でのマウルづくりは、2001 年から具体的にスタートしているが、それはそれ以前からの急激な人口減少（約 10 万人から約 2 万人へ激減）による「農村マウルが無くなる」（シム・スジン郡守）という危機感からであった。農民運動家であった郡守にとって、農村マウルを活性化させるのは農民自身であり、農業や農村社会の担い手を地域内はもちろん、地域外からも積極的に求めるとともに、地域住民が主体となったマウルづくりを進めて行こうと考えたことは、ごく自然で当たり前のことであっただろう。そこにうまく外部からの契約職公務員や I ターン U ターンの専門家たちが定着し、10 年以上に渡って継続的な取り組みが続けられてきたのである。

洪城郡でも鎮安郡から学び、似たようなマウルづくりのプロセスを歩み出したように見える。郡庁を訪問した際に出会った契約職公務員の女性も、短期間ではあるが地域に溶け込み、まさに行政と民間（団体・マウル）を繋ぐ懸け橋としての役割を果たしているように感じた。また、団体間の重複する事業の調整等も今のところ上手く行っているように見える。しかし、その先はどうか。

洪城郡の次の課題は、中間支援組織としての「マウルづくり支援センター」を設立することで

ある。忠清南道の「市郡マウルネットワーク構築及び中間支援組織設立支援事業」を2015年度から受託している洪城郡は、遅くとも2016年度中にこの中間支援組織を設立しなければならない。形の上で「洪城通」(実質的には、その事務局である親環境発展企画団)をこれに移行することは可能かもしれないが、果たして実質的に担うことができる人材が郡内に存在しているのだろうか。

筆者は、鎮安郡で出会った前・郡守や地元新聞の記者との話から、鎮安郡の成功はもちろんグ博士を初めとする契約職公務員の方々(最盛期は9人。2010年は7人)の働きが大きかったが、基礎自治体である郡庁職員がマウルづくりの必要性を理解(職員の力量形成)し、中間支援組織を担える人材が民間側に育っていった(2012年8月「社団法人マウルエンサラム」設立)からこそ、鎮安郡マウルづくり支援センターを「社団法人マウルエンサラム」が受託し、鎮安郡のネットワークの要になることが出来たのだと感じた。そのためにも、10年という歳月と積み上げてきた実践が必要だったのだ。また、それは首長が変わっても、自治体として一貫したマウルづくり政策を貫くことが出来たからこそ可能だったといえる。

したがって、洪城郡においても正に郡庁職員のやる気とどのような中間支援組織が創られていくかが、今後の発展の最大の課題といえる。

実は、本論文の執筆中に思いがけない情報を入手することになった。筆者は、在外研修帰国後すぐの2015年9月22日、洪城郡庁を訪問してその後の情報と資料収集調査を行った。その際、「マウルづくり支援センターは、来年度設置することになった。中間支援組織を創り、新しく人を採用することになる」と先の女性契約職公務員から話を聞いた。したがって、本論文では今後どのような中間支援組織が創られていくかを、課題として提起したのであった。しかし、2016年1月末となり、そろそろ中間支援組織のついでの情報やマウルづくり支援センター条例の素案等が出来ているのではないかと考え、インターネットを使って情報を探していたところ、以下の記事を見つけたのだった。

それは2015年11月12日付の洪城新聞で、見出しは「全国模範マウルづくりを拒む洪城郡議会」「中間支援組織条例・予算否決」「公聴会・郡議員日本研修無用」。内容は「洪城郡議会が、マウルづくり支援条例制定と予算減らし等でマウルづくりを妨げている」と批判を浴びている。洪城郡議会は、先月30日第231会臨時会に上程された第2回追加更訂予算案181億1400万ウォンの中で、地域協力センター運営費7000万ウォンと女性発展基金、体育大会等1億500万ウォンだけ削減して、残りは原案どおり議決した。地域協力センター運営費は、マウルづくり中間支援組織構築のために忠清南道から7000万ウォンが支援されるマッチング事業に対する郡費負担額だ。郡はこの予算案を去る5月1次追更に上程したが、否決されて今度また上程した。今年の末まで議決されることができなければ、むだ使いは返還しなければならない。郡議会はこれに先立ち、ファン・ヒョンドン議員が発議したマウルづくり支援条例の案も同意する議員2人がいなくて上程さえできなくてやめた。洪城では現在、79のマウルがマウルづくりに参加しており、希望マウル協議会、農村体験観光支援センター、圏域発展協議会、協同社会経済ネットワーク等多くの分野団体が活動している。しかし、予算と行政力がなく郡庁担当とも分散しているなどで契約職民間人3~4人を採用して中間支援組織を作って、調整、企画、郡庁と協力などを総括しようとした。このような組織は、全国60余地域で活発に運営されている。忠清南道は、今年洪城と礼山、牙山、天安、論山の5市郡をモデル指定して、2年間50%を支援する各3億2000万ウォン事業だ。洪城以外の地域議会は、条例と事業費を議決して推進中だ。洪城郡は去る8月

24～25日マウル大学を開いて、郡議員、公務員、マウルリーダーなど30余人が参加した中でマウルづくり討論及び現場見学を行い、9月7日は郡庁講堂で住民100余人が参加した中で公聴会を開いてマウルづくり支援条例制定と中間支援組織設置に対して認識を共にした。洪城郡議員10人全員は、去る10月12日から4泊5日間郡費2260余万ウォンを使って日本の札幌・登別でマウルづくり企画調整部署と現場などを見学する研修を行って来たことがある。イ・サンゲン議長は“郡議員たちは別途組織より親環境農政発展企画団ですればよいと考えているようだ”と語った。忠清南道のマウルづくり事業を統括するグ・ジャイン研究員は“農政企画団と中間支援組織は性格と役割が違う。中間支援組織は、都市再生と社会的経済領域まで含んでいる。洪城は民間組織活動が活発なので、全国モデル地域になることを期待していた”と語った。”という内容であった。

つまり、洪城郡議会の議員たちは、札幌市と登別市での視察から「中間支援組織とマウルづくり支援センターは不要だ」と学んで帰ったという意味であろうか。筆者自身は「洪城通」を現在担っている郡内の人材が、中間支援組織の中心に入ることは必要であると考えていたが、決してイコールではないと考えていた。したがって、グ博士が言うように、中間支援組織は行政組織の一つである親環境農政発展企画団とは「性格と役割が違う」のであり、その担い手は民間の中から生まれて来なければならないと考えている。新聞記事だけでは詳しいことは分からないが、洪城郡の議員たちが日本で特に行政主導的なまちづくりが行われている現場を視察したことが、良い結果が得られなかった原因だとも考えられる。

はたして、洪城郡のマウルづくりは今後どのように展開していくのか。「郡議会による条例・予算案否決」という意外な出来事で、停滞してしまったよう見えるが、今後の展開を注視していかなければならないと思う。

5、韓国と日本の比較から考えること

韓国のマウルづくりという言葉は、日本の「まちづくり」という言葉から学んで付けられたといわれている。したがって、日本と韓国のマウルづくり＝まちづくりと捉えて比較研究することは大変重要であり、筆者自身の興味関心もここにある。

日本の「まちづくり」という言葉は、1970年代に主に大都市で使われるようになった言葉である。それまで、「都市計画」や「街づくり」「町づくり」等と呼ばれ、行政による地域開発やインフラ整備、民間デベロッパーのニュータウン建設等に使われていた言葉をひらがな読みに変え、そこに住む住民が市民として主体的に参加しながら、自らの生活空間を自ら暮らしやすくつくっていくという意味を込めてつくられた言葉といえる。したがって、日本では最初から「まちづくり」という言葉には、市民自治の考え方が含まれている。特に都市部を中心に、この言葉は広がり定着を見てきた。そして90年代以降は、基礎自治体の総合計画には、必ず「協働のまちづくり」という言葉が掲載され、行政と市民が一緒に暮らしやすい地域社会をつくっていくということがあたり前になってきている。したがって、公務員を目指す学生は、自治体職員は公務員としてだけでなく、自らも1人の住民・市民として「まちづくり」の担い手として何をしなければならぬか¹²を学び、自治体職員となっていくのである。

近年、日本社会は人口減少に転じており、地方、特に中山間地域での人口減少、特に若者の減少が激しく、高齢者ばかりの「限界集落」化が大きな問題となっている。したがって、「まちづ

くり」という言葉はもう都市だけの言葉ではなく、このような地域においても使われており、まさに今、いかなる「まちづくり」を行っていかねばならないのかが、絶えず基礎自治体に突き付けられている課題なのだ。

日本と韓国の大きな違いは、このように日本ではすべての基礎自治体が「まちづくり」に継続的・主体的に取り組んでいるのであって、「まちづくり」に取り組んでいない自治体はないということである。また、日本ではほぼすべての地域に町内会・自治会と呼ばれる住民自治組織が結成されており、良きにつけ悪きにつけ「まちづくり」が行われているのだ。例えば、日常的にはゴミの分別や収集場所の管理は町内会・自治会の仕事であり、夏祭りや秋祭り等のお祭りや子ども会、老人会等の活動も、町内会・自治会単位に行われている。したがって、住民は意識しようがしまいが「まちづくり」に何らかの関わりを持っている。もちろん、大都市における町内会・自治会への加入率は低く、札幌市でも地域によっては6割を下回っている。また、若者を中心に無関心層が多く、活動が一部の住民、特に高齢者や主婦に偏って行われている事例も多い。しかし、中山間地域では町内会・自治会への加入率はほぼ100%であっても、高齢化と少子化によって活動の担い手が殆どいない状態となり、そのことも「限界集落」と呼ばれる所以となっている。もちろん、日本の中でも「まちづくり」が活発で「成功例」と呼ばれている地域（基礎自治体やその中の小地域）も多い。例えば、宮崎県綾町、鳥根県海士町、鹿児島県鹿屋市「やねだん」地区等が上げられる。

筆者が韓国のマウルづくりに注目するのは、日本のように「まちづくり」をすることが当たり前ではない韓国の地域社会の中で、なぜ今マウルづくりに注目が集まり、多くの人々が熱心に取り組んでいるのだろうか、と考えるからである。そして、またそれらが比較的短期間に行われてきたからである。その内発的な要求の契機は、これまでの筆者の大田での比較研究¹³や鎮安郡での実践を通じて、「社会的排除を自ら自覚すること」を上げることができる。人々はそのことに気づき、自らの力でそれを克服しようと取り組む時、マウルづくりという形で地域共同体として解決に取り組むのである。しかし、そのことを長期間継続して行っていくことは難しい。そのための組織やシステムやネットワーク、そしてそれらを担う担い手と担い手づくりが不可欠になってくるからである。そのために、自治体（広域・基礎）が政策としてどのような支援を行うのが問われるのであり、首長のリーダーシップはもちろん大きい。

日本では、地域社会に当たり前のように町内会・自治会があり、行政と住民を繋ぐ活動拠点として公民館があり、自らも1人の住民・市民として「まちづくり」の担い手であると考えた自治体職員がいる。しかし、そのような「恵まれた」条件がありながら、今は多くの「限界集落」が出現しているのだ。

韓国と日本のマウルづくり・「まちづくり」を比較研究することは、まさに現代社会に生きる人間としてのあり方（共同性の広がり・深まりと持続可能な平和を目指す公共性の獲得過程）を研究することに他ならない。だから、面白い。

6, おわりに

以上を踏まえて、今後の筆者の研究課題について整理したい。

まず、本研究は「はじめに」でも記したように日本学術研究助成基金基盤研究(C)(一般)(H27～H29)「韓国における地方政府の「まちづくり」政策と地域共同体の形成過程」(代表・

内田和浩)の一部である。しかし、同研究の当初の研究計画では、研究対象地の地方政府としてソウル特別市、大田広域市、釜山広域市の3広域自治体とその基礎自治体を取り上げるとしてきた。したがって、忠清南道及びその基礎自治体である洪城郡は研究対象地ではなかったのだ。だが、すでに述べたように大田大学校での在外研修を通じて忠清南道及び洪城郡の関係者と出会い、現在進行形で進められているマウルづくり政策と地域共同体形成への動きを知ることとなり交流が始まり深まっていく中で、それらの人々と直接関わりながらアクションリサーチ的に調査研究していくことの可能性と重要性を強く感じるようになっていった。したがって、今後も忠清南道及び洪城郡をフィールドとして調査研究を続けていく予定である。

その際、忠清南道及び洪城郡での研究課題として以下の点を重視していきたい。

- ①民選6期(2014年7月～18年6月)のアン忠清南道知事が、「暮らしやすい希望マウルづくり」事業の展開として、今後どのような政策を行っていくか。その際、条例で「設置運営することができる」(第12条)とした忠清南道暮らしやすい希望マウルづくり支援センターが、いつどのような形で設置され、どのような支援を市郡に対して行っていくのかが注目される。
- ②忠清南道の政策研究ブレンであるグ・ジャン博士(忠南発展研究院責任研究員)は、そのような忠清南道の政策立案と具体化のために、どのような考えを持ち展開させていくのか。
 - ①と共に注目したい。
- ③洪城郡では、郡議会に否決された中間支援組織の設立とマウルづくり支援センターが今後どのようにになっていくかはもちろんであるが、そのような中で具体的なマウルづくりがどのように進められており、その中で地域共同体がどのように形成されつつあるのかに注目したい。
- ④その際、洪城郡の中で先進的にマウルづくりが取り組まれてきた洪東面では、その活動の中心に「ブルム学校」卒業者や「ブルム学校」を起点として始められた協同組合活動や図書館活動が、マウルづくりの中心となっており、そこでの中心的担い手たちの思いやその形成過程に注目していきたい。また、そのような先進的なマウルづくりの影響を受けて進められている他の地域での希望マウルづくりについても、その中心となる担い手や拠点について注目したい。
- ⑤以上を踏まえて、次回のフィールドワーク(2016年3月を予定)では、その後の道・郡の行政資料の収集はもとより、グ博士自身への聞き取り調査、及び洪城郡洪東面での中心的担い手への聞き取り調査、そして郡庁での担当者からの情報収集等を進めて行きたいと考える。

なお本論文は、2015年8月28日に韓国・大田大学校地域協力研究院で開催された「第6次より良い世の中フォーラム(韓国語タイトル 제6차 더 나은 세상 포럼)」において、筆者が報告した「日本人が見た韓国のまちづくり—忠南事例を中心に(韓国語タイトル 일본인이 본 한국의 마을 만들기—충남 사례를 중심으로)」の報告原稿を元に、その後収集した資料や情報を踏まえて削除・修正し加筆したものである。したがって、本論文は在外研修での研究成果でもあり、大田大学校地域協力院のアン・ソンホ院長、ミン・ヂェン副院長を始め、大田大学校でお世話になった皆さんとの共同研究の賜物であると思っている。皆さんに、心からお礼を述べたい。

注

- ¹ なお、「マウル」という言葉は直訳すると「村」になるが、韓国語で「マウルづくり」が使用された経緯(日本の「まちづくり」から創られた言葉)があり、「まち」と訳することもできる。したがって、ここでは「村づくり」「まちづくり」の両方の意味を含めて、「マウルづくり」と表記する。

- ² ヨ・クァニョン, ケ・キソク「地方自治体マウルづくり条例の制定方向」(The Korean Urban Management Association, 『都市行政学報』第26集第4号, 2013.12)を参照。
- ³ 全羅北道鎮安郡のマウルづくりについては, 拙稿「韓国の「マウルづくり」と農村集落(マウル)の現状～全羅北道鎮安郡を中心に～」(北海道地域農業研究所『自主研究「人と農地にかかわる農村集落問題」報告書』2016.3月)を参照。
- ⁴ 詳しくは, 五石敬路「社会的企業から社会的経済の構築へ: 韓国・忠清南道」(『地域活性化ニューズレター 第4号』大阪市立大学大学院創造都市研究科, 2013.2)を参照。
- ⁵ 2012年7月に世宗特別自治市が誕生したため, 現在は15市郡。
- ⁶ 以上, 우리들 뉴스 2011.12.07 <http://m.urinews.org/a.html?uid=6001> を参照。
- ⁷ 以上, 흥성신문 내보타림즈 <http://www.hsnews.co.kr/news/articleView.html?idxno=69178> 2015.3.19 を参照。
- ⁸ 上記 흥성신문 내보타림즈 及びグ・ジャイン博士への聞き取り調査(2015.5.15)より
- ⁹ 以上, 忠清南道 2015年 3農革新特化事業申請書「市郡マウルネットワーク構築及び中間支援組織設立支援事業」より
- ¹⁰ 以下, チョン・ヨンミ「地域での農村政策推進主体に関する発展方向模索」(2015.5.15 洪城郡庁訪問の際入手資料), 「疎通で幸福な洪城郡マウルづくり」(2015.5.15 洪城郡庁訪問の際入手資料) 及び「15年第2回幸福マウルコンテスト マウルづくり市郡分野(洪城郡申請書)」2015年6月(2015.9.20 洪城郡庁訪問の際入手資料)より。
- ¹¹ 鈴木敏正『持続可能で包摂的な社会のために』(北樹出版, 2012.2)を参照。
- ¹² 自治体の憲法と言われる自治基本条例を日本で最初に策定した北海道ニセコ町のまちづくり基本条例(2001年施行)には, 「町職員は, まちづくりの専門スタッフとして, 誠実かつ効率的に職務を執行するとともに, まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない」(第27条2)と書かれている。
- ¹³ 拙稿『研究成果報告書 平成23年度～26年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)基盤研究(C)(課題番号23530678)「縮小社会」における持続可能な地域社会の発展に関する実証的研究(研究代表者内田和浩)』(2015年2月)を参照。

資料編

ソウル特別市マウル共同体づくり支援等に関する条例

[施行 2012.3.15.] [ソウル特別市条例第 5262 号, 2012.3.15. 制定]

ソウル特別市 (マウル共同体担当官), 02-6361-3042

第 1 章 総則

第 1 条 (目的) この条例は住民自治の実現と民主主義の発展に寄与するために住民が主導するマウル共同体づくりを支援するのに必要な事項を規定することを目的にする。

第 2 条 (定義) この条例で使う用語の定義は次の各号のようだ。

1. “マウル”とは住民が日常生活を営みながら経済・文化・環境などを共有する空間的・社会的範囲を言う。
2. “マウル共同体”とは住民個人の自由と権利が尊重されて相互対等な関係の中でマウルに関する事を住民が決めて推進する住民自治共同体を言う。
3. “マウル共同体づくり”とは地域の伝統と特性を継承発展させて地域の人的・物的資源を活用して住民の生活の質を高める活動を言う。

第 3 条 (基本原則) マウル共同体づくりは次の各号の基本原則によって推進しなければならない。

1. マウル共同体づくりは住民間の緊密な関係形成を通じる住民共同体回復を志向する。
2. マウル共同体づくりは住民の参加を基盤とし住民が主導する。
3. マウル共同体づくりは住民及びマウルの個性と文化の多様性を尊重する。
4. マウル共同体づくりは住民と行政機関の相互信頼と協力を通じて推進する。

第 4 条 (住民の権利と責務) 住民は誰もマウル共同体づくり事業を推進する権利を持って自らの責任と役目を認識してマウル共同体づくり事業に積極的に参加しなければならない。

第 5 条 (市長の責務) ソウル特別市長 (以下“市長”という) は住民のマウル共同体づくり事業を積極的に支援しなければならないしマウル共同体活性化政策を持続的に推進しなければならない。

第 2 章 マウル共同体づくり事業

第 6 条 (基本計画) ① 市長はマウル共同体づくり事業を支援するために“ソウル特別市マウル共同体づくり基本計画” (以下“基本計画”という) を 5 年単位で樹立しなければならない。

② 基本計画には次の各号の事項が含まれなければならない。

1. ソウル特別市 (以下“ソウル市”という) マウル共同体づくり政策方向
2. ソウル市マウル共同体総合支援センター設置・運営
3. ソウル市マウル共同体行政協議会構成・運営
4. ソウル市マウル共同体委員会など民・官協力体系構成・運営
5. マウル共同体づくり事業の効率的推進方案及び支援体系

6. その他にマウル共同体づくり支援に必要な事項

③ 市長は基本計画樹立時住民の意見を積極的に取り集めなければならない。

第7条（年度別施行計画） ① 市長は基本計画によって毎年ソウル市マウル共同体づくり年度別施行計画（以下“施行計画”という）を樹立・施行しなければならない。

② 施行計画にはマウル共同体づくり支援に関する次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 推進方向及び主要事業計画
2. マウル共同体づくり事業に対する行政・財政的支援
3. その他にマウル共同体づくり支援に必要なだと認められる事項

③ 市長は施行計画を樹立・施行する時には基本計画及びソウル市の主要政策と連携されるようにしなければならない。

第8条（マウル共同体行政協議会） 市長は特定地域のマウル共同体づくり事業を担当するソウル市及び自治区関連部署の円滑な業務推進のために必要な場合マウル共同体行政協議会（以下“行政協議会”という）を設置・運営することができる。

第9条（マウル共同体づくり事業） 市長は次の各号のどれか一つにあたるマウル共同体づくり事業（以下“事業”という）に対して行政的支援をでき、予算の範囲内で事業費を支援することができる。

1. 住居環境及び公共施設改善
2. マウル企業育成
3. 環境・景観の保全及び改善
4. マウル資源を活用した互惠的協同組合
5. マウル共同体福祉増進
6. マウル共同体と係わる団体・機関支援
7. マウル文化芸術及び歴史保全
8. マウル学校運営
9. マウル共同体と係わる研究・調査
10. その他マウル共同体づくりに相応しいと認められる事業

第10条（支援申し込み） ① 住民が事業を推進するのに必要な支援を得ようとする場合には事業計画を樹立して市長または区長などに書面で支援申し込みをしなければならない。

② 市長または区長は支援申し込みを受けた時には事業の必要性と妥当性などを検討して支援可否と支援金額などを決めなければならない。

第11条（評価・褒賞） ① 市長は毎年事業を分析・評価しなければならないし必要な場合には専門機関に事業の分析・評価を依頼することができる。

② 市長はマウル共同体づくりに寄与した住民または民間団体などに対して褒賞することができる。

第12条（事業費の還収） 市長は次の各号のどれか一つにあたると認められる時には事業費の返還を命ずることができる。

1. 事業費を目的外に使うなど支援条件を違反した時
2. 法令または条例を違反した時
3. 虚偽または不正な方法で事業費の支援を得た時
4. 正当な事由なしに6ヶ月以上事業が遅延した時

5. この条例で決めた事項を違反したり虚偽報告をしたりした時

第 13 条（形成財産の使用） 事業に対する財政支援によって形成された財産を他の用途で使おうとする場合や譲り渡し・交換・貸し下げなどをしようとする時は事前に市長の承認を得なければならない。

第 3 章 ソウル特別市マウル共同体委員会

第 14 条（設置及び機能） ① マウル共同体づくり政策及び事業を審議して発展方向を諮問するためにソウル市マウル共同体委員会（以下“委員会”という）を置く。

② 委員会はマウル共同体に関する次の各号の事項を審議する。

1. マウル共同体づくり基本計画及び施行計画樹立
2. マウル共同体づくり事業の支援
3. ソウル市マウル共同体総合支援センター（以下“総合支援センター”という）委託（再契約を含む）及び運営
4. 総合支援センターの年度別事業計画樹立
5. その他マウル共同体づくりに必要だと認められる事項

第 15 条（構成） ① 委員会は共同委員長 2 人と副委員長 1 人を含む 20 人以内の委員で構成する。

② 共同委員長は政務副市長と委嘱職委員の中から選出する 1 人となり、副委員長は委員の中で互選する。

③ 委員は当て職と委嘱職で構成して、当て職委員は革新・住宅・経済・福祉・文化・自治行政分野など関連部署長とする。

④ 委嘱職委員は次の各号にあたる者の中から市長が委嘱する。

1. ソウル市議会議長が推薦するソウル市議員 2 人
2. 住民代表、専門家及びマウル共同体づくりに対して経験と識見を取り揃えた人

⑤ 委員会の事務を処理するために幹事を置いて、幹事はマウル共同体担当官になる。

第 16 条（任期） ① 委嘱職委員の任期は 3 年とし 1 回に限って再任することができる。ただ、委員の欠員によって新たに委嘱する委員の任期は前任委員任期の残余期間にする。

② 当て職委員の任期はその職位に在職する期間とする。

第 17 条（委員長の職務など） ① 委員長は委員会を代表して委員会の業務を統括する。

② 副委員長は委員長を補佐して、委員長がやむを得ない事由でその職務を遂行することができない場合その職務を代行する。

第 18 条（会議等） ① 委員会の会議は定期会議と臨時会議とに区分して、定期会議は年間 2 回開催し、臨時会議は次の各号のどれか一つにあたる場合に召集する。

1. 市長の召集要求がある時
2. 在籍委員 3 名の 1 以上の召集要求がある時
3. その他委員長が必要と認める時

② 会議は在籍委員過半数の出席で開催し、出席委員過半数の賛成で議決する。

第 19 条（関係部署の協助） 委員会は必要な場合案件に係わる公務員及び専門家を会議に出席するようにして意見を聞き取りしたり必要な資料の提出を要請したりすることができる。

第 20 条（議事録） 委員会の幹事は議事録を作成して備えなければならない。

第 21 条（手当） 委員会に出席した公務員ではない委員及び関係専門家などに対しては予算の範囲内で手当と旅費を支給することができる。

第 4 章 ソウル特別市マウル共同体総合支援センター等

第 22 条（総合支援センター設置） 市長は事業を体系的に推進するために総合支援センターを設置することができる。

第 23 条（総合支援センター機能） 総合支援センターは次の各号の機能を遂行する。

1. 総合支援センター事業計画の樹立及び施行
2. マウル共同体基礎調査、事業分析・評価・研究
3. マウル共同体の事業計画樹立・実行支援
4. マウル共同体民間団体のネットワーク事業
5. マウル共同体人材発掘及び育成
6. マウル共同体づくり関連教育・広報・伝播
7. マウル共同体づくり資源管理
8. その他マウル共同体づくり支援に必要と認められる事項

第 24 条（管理及び運営） ① 市長は総合支援センターを効率的に運営するために関連法人や団体などに委託することができる。

② 第 1 項による委託期間は 3 年として、市長が必要と認める場合には委員会の審議を経て再契約することができる。

③ 受託機関は年度別事業計画を樹立して委員会の審議を経て市長の承認を得なければならない。

④ 市長は予算の範囲内で総合支援センターの運営に必要な経費と事業費などを支援することができる。

⑤ 市長は総合支援センターの効率的運営のために必要と認める場合には「地方公務員法」第 30 条の 4 の規定によって所属公務員を派遣することができる。

第 25 条（指導監督） ① 市長は受託機関に対して委託事務の処理と係わって必要な事項を報告するようにしたり委託事務指導・監督に必要な書類及び施設などを検査したりすることができる。

② 市長は第 1 項の検査結果委託事務処理が違法または不当だと認められる時には必要な措置ができる。

③ 第 2 項によって措置する場合には文書で受託機関に知らせて事前に意見陳述機会を与えなければならない。

第 26 条（委託契約取り消し等） ① 市長は受託機関が次の各号のどれか一つにあたる場合には委託契約を取り消すことができる。

1. 受託機関が法令や条例を違反する時
2. 受託機関が委託契約を違反した時

② 市長が第 1 項によって委託契約を取り消そうとする場合には事前に受託機関に意見陳述の機会を与えなければならない。

③ 第1項によって委託契約が取り消しされた時には受託機関は遅滞なく委託受けた施設及び蓄積された知的財産などを返らなければならない。

第27条（異なる法令等との関係） マウル共同体づくりを推進する場合異なる法令や条例に特別な規定があることを除きこの条例が決めるところによる。

第28条（施行規則） この条例施行に関して必要な事項は規則で決める。

付則〈第5262号, 2012.3.15〉この条例は公布した日から施行する。

忠清南道暮らしやすい希望マウルづくり支援条例

（制定）2012-12-31 条例第 3736 号

（一部改訂）2013-09-25 条例第 3802 号

（一部改訂）2015-02-23 条例第 3955 号

条例第 3955 号忠清南道補助金管理条例全部改訂条例

付則第4条（他の条例の改訂）

管理責任部署：農村マウル支援課

第1章 総則

第1条（目的） この条例は住民自らが未来に対して希望を持って生きて行くことができるマウル共同体を造成するために推進する希望マウルづくり事業の支援及び管理などに関する事項を決めることを目的にする。

第2条（定義） この条例で使う用語の意味は次のようだ。

1. “希望マウル”とは農漁村マウルや地域で共同体またはこれに相応した多様な空間的範囲を土台として住民自らが協力を通じて生活の場（空間）、人（組織）、共同体（関係）をより望ましい方向に改善して行くマウルを言う。
2. “づくり”とは住民の自発的参加と疎通を土台として地域の伝統と特性、資源などを考慮した住居環境改善及び住民共同体活性化などを通じて生活の質を高める活動を言う。
3. “事業”とは住民自らが推進する希望マウルづくりを奨励するためにこの条例で決めた行政的財政的支援によって施行される事業を言う。

第3条（基本原則） 希望マウルづくり事業は次の各号の基本原則によって推進しなければならない。

1. 地域特性と資源を活用して環境との調和を通じて未来世代との共存共栄を志向して経済的社会的環境の目標を統合的に追求めなければならない。
2. 民間と行政のパートナー精神を基礎して住民行政機関専門家民間団体などの相互信頼と協力を通じて推進しなければならない。〈改訂 2013.09.25.〉
3. 公共部門が多様な政策を提示してマウル別水準に合わせて選択できるようにするが事業相互間で統合性を取り揃えなければならない。〈改訂 2013.09.25.〉
4. 計画から完成まで長い時間が必要となるので多年にまたは段階的に事業が推進されるように考慮されなければならない。〈改訂 2013.09.25.〉

5. 所得及び雇用機会の創出だけではなくこれを促進することができる力量開発も含まなければならない。〈改訂 2013.09.25.〉

6. 空間的範囲は該当の事業の目的によって柔軟に設定しなければならない。

第4条（住民の責務）① 住民は住民自治の原則の下住民主導で計画を樹立して執行しなければならない。

② 住民は希望マウルづくりを推進する際自分の責任と役目をまじめに遂行しなければならない。

第5条（道知事の責務）① 忠清南道知事（以下“道知事”と言う）は希望マウルづくりのための多様な政策を樹立して事業を積極勸奨して支援して持続的に推進しなければならない。

〈改訂 2013.09.25.〉

② 道知事は円滑な事業推進のために必要な事業費を予算に反映するように努力しなければならない。

第2章 希望マウルづくり支援

第6条（基本計画の樹立）① 道知事は忠清南道暮らしやすい希望マウルづくり基本計画（以下“基本計画”という）を5年単位で樹立しなければならない。

② 希望マウルづくり基本計画には次各号の事項が含まなければならない。

1. ビジョンと目標

2. 推進方向と推進体系

3. 行政的財政的支援及び協力体系

4. 事業内容

5. 関連プログラムの統合的活用方案

6. その他の支援に必要な事項 〈改訂 2013.09.25.〉

③ 道知事は基本計画を樹立し地域住民の意見を収斂及び専門家諮問などを通さなければならない。〈改訂 2013.09.25.〉

第7条（年度別支援計画樹立）① 道知事は基本計画を基礎として希望マウルづくりのための年度別支援計画を樹立しなければならない。〈改訂 2013.09.25.〉

② 年度別支援計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 支援のための基本原則

2. 推進現況と成果分析

3. 該当の年度予算支援規模及び事業範囲 〈改訂 2013.09.25.〉

4. リーダー，実務者，住民教育計画及び広報計画

5. 働き口創出方案

6. 地域住民共同体事業などの活性化方案

7. その他事業推進に必要だと認められる事項

第8条（支援対象事業）道知事は地域共同体事業として次の各号のどれか一つに当たる場合行政的財政的支援ができる。

1. 基本計画と年度別支援計画に反映された事業

2. 教育と広報，諮問など支援事業

3. 研究，調査事業及び示範的に運営が必要な事業

4. 関係機関団体に対する支援事業
5. 働き口創出事業及び福利増進事業
6. その他に道知事が相応しいと認める事業

第9条（専担部の設置及び運営） ① 道知事は希望マウルづくり基本計画を樹立して関連事業を調整推進するために専担部署を設置運営することができる。

- ② 専担部署の責任者は希望マウルづくり施策を統べるために各種希望マウルづくり関連事業を推進する部署及び関係機関との協働関係を維持しなければならない。
- ③ 他の部署で事業を計画するとか政府が施行する事業に応募または申し込もうとする場合にはあらかじめ専担部署と協議しなければならない。〈改訂 2013.09.25.〉
- ④ 人力の専門性を高めるために希望マウルづくり関連分野の専門職公務員を専担部署に置くことができる。

第10条（住民と自治団体の役目） ① 地域住民の役目は次の各号のようだ。

1. 研究集会の構成運営
 2. 第16条第2項による推進委員会の構成運営
 3. 希望マウル発展計画の樹立
 4. 政府が施行する事業の応募または申し込みのための力量強化教育参加及び事業計画樹立など
- ② 市郡の役割は次の各号のようだ。

1. 年度別事業計画の樹立
2. 資源調査, 第16条による希望マウル発展計画の樹立支援
3. 事業案内及び広報
4. 事業予算確保, 支援及び事業費精算
5. 市郡希望マウル作り支援センター設置及び運営
6. 市郡サポート条例制定運営
7. 事業の応募または申し込みのための事業計画樹立及び申し込みなど

③ 道の役割は次の各号のようだ。

1. 対象マウルの選定
2. 推進状況の点検及び評価
3. 融合・複合化事業支援
4. 事業予算確保
5. 第11条による希望マウルづくり研究集会構成運営
6. 第12条による希望マウルづくり支援センター設置及び運営
7. 市長・郡守が事業の応募または申し込みする時の事業計画書検討及びサポートなど

第11条（人力の支援） ① 希望マウルづくりを推進するのにあつて関係機関, 団体の要請があるとか専門家の助けが必要だと認められる場合関連分野の専門家に構成された忠清南道暮らしやすい希望マウルづくり研究会を構成して事業推進を支援することができる

② 第1項によって専門家を支援する場合必要な経費を予算の範囲で支援することができる。

第12条（支援センター設置及び運営） ① 道知事は有機的な民官協力で事業のなだらかで持続的な推進のために忠清南道暮らしやすい希望マウルづくり支援センター（以下“支援センター”と言う）を設置運営することができる。

② 支援センターは次の各号の業務を遂行する。

1. 施策開発
2. 調査分析及び研究
3. プログラム開発及び普及
4. 相談支援, 意見提出, 教育
5. 広報及び民間組織構築運営
6. その他希望マウルづくり事業に必要な支援事項など

第 13 条 (推進団設置及び機能) ① 道知事は政策及び事業を協議して発展方向を用意するために忠清南道暮らしやすい希望マウルづくり推進団 (以下“推進団”という) を置く。

② 推進団の機能は次各号のようだ。

1. 計画樹立及び推進に関する事項
2. 発展戦略及び政策方向の樹立に関する事項
3. 事業の分析及び評価に関する事項
4. その他事業推進に必要なだと認める事項など

第 3 章 希望マウルづくり事業の類型及び管理

第 14 条 (事業の発掘) 道知事は第 6 条の基本計画による多様で特色ある事業を発掘推進しなければならない。

第 15 条 (力量別事業の類型設定及び支援) ① 道知事は事業の効率性を高めて体系的な事業支援のためにマウルの類型を次の各号と一緒に設定して区分することができる。

1. 一般マウル: 事業経験がなくて, 住民力量が低いマウルで住民たちの動機付与と力量強化を通じて自ら希望マウルづくりを誘導して共同体形成のために小規模住民宿願先行事業を推進
2. 若芽マウル: 希望マウルに指定されたマウルまたはこのような水準の力量があることと判断されるマウルで小規模事業を推進
3. 花マウル: 既存に小規模事業を推進した経験があるマウルまたはこのような水準の力量があることと判断されるマウルで中大規模の事業を推進
4. 果実マウル: 既存に事業を推進した経験があるマウルまたはこのような水準の力量があることと判断されるマウルで既造成された施設物や天然資源を活用してマウル及び共同体活性化事業を推進

② 道知事は各種事業の支援事項などを基礎にして明確な区分と各事業の指針を樹立して明確に推進しなければならないし事業間の関係を総合的に考慮して体系的に支援しなければならない。

第 16 条 (希望マウル発展計画樹立及び運営など) ① マウル住民は長期的観点で体系的に推進するために希望マウル発展計画 (以下“発展計画”という) を樹立して推進する。

② マウル住民は発展計画樹立と運営のための推進委員会を構成して必要な場合ふたつ以上のマウル単位を含んで構成することができる。

③ マウル住民は事業を円滑に推進するためにマウルでは幹事または事務長を採用運営することができる。

第 17 条 (事業地区管理) ① 道知事は指定された事業地区の効率的な管理と支援のために積極努力しなければならないし不振事項の改善のために必要な対策を用意しなければならない。

② 道知事または推進団は必要な場合事業を推進中にある事業地区に対して推進状況を報告する

ようにできる。

第 18 条（優秀マウル支援など） ① 道知事は事業の持続的な推進と拡散のために毎年事業評価を実施して優秀市郡とマウルにインセンティブを提供することができる。

② 道知事は事業の広報と拡散のための展示及び競技大会などを開催することができる。この場合マウル住民の参加及び大会などの運営のために必要な予算の一部を支援することができる。

第 4 章 補則

第 19 条（評価方法及び褒賞） ① 道知事は毎年事業を分析及び評価して専門性と今後の代案を用意するために必要な場合には専門機関に用役を依頼することができる。

② 第 1 項による評価結果を反映して事業推進に功がある公務員，民間人，民間団体またはマウルに対して褒賞などを施行することができる。

第 20 条（事業費の返還命令） 市長郡守などが次の各号のどれ一つにあたと認められる場合道知事は支援された事業費の一部または全部の返還を命ずることができる。

1. 事業費を目的以外の用途で使った場合
2. 法令や条例及び支援条件を違反した場合
3. 偽りや不正な方法で事業費をサポートしてもらった場合
4. 支援対象事業の一部または全部を止めたり縮小したりした場合
5. その他道知事が支援事業の目的達成が難しいと認める場合

第 21 条（準用） この条例によって支援される事業費の支給方法及び執行などに関しては「忠清南道地方補助金管理条例」の規定を準用する。〈改訂 2015.02.23.〉

第 22 条（他の法令などとの関係）〈条タイトル改訂 2013.09.25.〉 事業を推進するにおいて他の法令や条例に特別な規定がある場合を除きこの条例が決めるところによる。

第 23 条（施行規則） この条例の施行に関して必要な事項は規則で決める。

洪城郡親環境農政発展企画団設置及び運営条例

（制定）2011.04.12 条例第 1940 号

（一部改訂）2013.05.30 条例第 2044 号

（一部改訂）2015.03.02 条例第 2168 号（洪城郡親環境農漁業育成及び支援に関する条例）

管理責任部署：農政分野連絡先：041-630-1822

第 1 条（目的） この条例は洪城郡農業・農村発展及び農家所得増大のための多様な政策開発と実践計画を樹立するために洪城郡親環境農政発展企画団の構成と運営に関する事項を規定することを目的にする。

第 2 条（機能） 洪城郡親環境農政発展企画団（以下“企画団”という）は次の各号の役割を遂行する。

1. 新しい農業政策開発及び推進のための建議，審議・調整
2. 農業人の競争力強化と所得増大に関する調査研究

3. 農産物の生産・流通及び農業の競争力向上のための方案模索
4. 元気な農村造成のための文化・福祉・教育などに関する方案模索
5. 農業問題及び不利な諸般与件解消のための発展方向模索
6. 中央政府及び広域自治団体公募事業計画樹立及び事業誘致
7. 親環境農漁業実践計画の樹立及び変更に関する事項〈本号新設 2015.3.2.〉
8. 親環境農漁業技術導入、広報及び課題発掘と代案提示に関する事項〈本号新設 2015.3.2.〉
9. 親環境農漁業育成及び支援に関する事項〈本号新設 2015.3.2.〉
10. その他に親環境農漁業に関して郡守が必要だと認める事項〈本号新設 2015.3.2.〉

第3条（構成） ① 企画団は団長1人を含む当て職委員・委嘱職委員18人以内で構成するが、性別公平性を考慮する。（改訂 2013.5.30.）

② 団長は副群守として当て職委員は農水産課長、畜産課長、農業技術センター所長とする。

③ 企画団委嘱委員は次の各号のどれか一つにあたる人の中から洪城郡守（以下“郡守”と言う）が委嘱する。

1. 農業に対する豊かな経験と知識を兼備した人
2. 郡政主要施策に対する深い関心と実践意志を持った農業人
3. 郡議会で推薦する議員〈新設 2013.5.30.〉
4. 流通産業先進化に関する経験と知識を兼備した人〈新設 2013.5.30.〉
5. その他に郡守が農政発展のために必要だと認める人（移動 2013.5.30.）

第4条（団長の職務） ① 団長は企画団を代表して会議召集など企画団の職務を統括する。

② 団長がやむを得ない事由で職務を遂行することができない時には農水産課長がその職務を代行する。

第5条（委員の任期） 委員の任期は2年とするが、再任することができる。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

第6条（委員の解職） ① 郡守は委員が辞任意意がある時・品位損傷その外の事由で業務を遂行しにくいと判断される時には該当の委員を解職することができる。

第7条（外部専門職） ① 企画団の円滑な役目遂行のために外部専門職1人を置くことができる。

② 外部専門職は企画団の役割遂行のため次の各号の業務を遂行して、採用時企画団の当て職委員になる。

1. 地域農業競争力強化のための対応計画樹立
2. 洪城郡農業特性に相応しい新しい農業政策開発・推進及び農村の福祉基盤拡充
3. 地域農業活性化のための農業人力量開発と人力育成
4. 中央及び道の公募事業計画樹立及び事業誘致活動など

第8条（会議） ① 会議は定期会議と臨時会議とに区分する。

② 定期会議は年間2回半期毎に開催し、臨時会議は団長の要求や委員5人以上の発議により団長が召集することができる。

③ 企画団の会議は在籍委員過半数の出席で会議を始め出席委員過半数賛成に議決する。

第9条（幹事） ① 委員会の事務を処理するために幹事を置くが、幹事は農政業務担当がなる。

② 幹事は団長を補佐して事務を処理して議事録を作成・管理する。

第10条（手当） 企画団会議に参加した公務員ではない委嘱委員には「洪城郡各種委員会実費弁

償条例」で決めるところによって予算の範囲で手当てを支給することができる。

第 11 条（施行規則） この条例の施行に必要な事項は規則で決める。

付則

この条例は公布した日から施行する。

付則（第 2044 号）

この条例は公布した日から施行する。

付則（一部改訂 2015.3.2. 条例第 2168 号洪城郡親環境農漁業育成及び支援に関する条例）

第 1 条（施行日） この条例は公布した日から施行する。

第 2 条（異なる条例の改訂）「洪城郡親環境農政発展企画団の設置及び運営条例」一部を次のように改正する。第 2 条に第 7 号で第 10 号までを次ように新設する。

7. 親環境農漁業実践計画の樹立及び変更に関する事項
8. 親環境農漁業技術導入，広報及び課題発掘と代案提示に関する事項
9. 親環境農漁業育成及び支援に関する事項
10. その他に親環境農漁業に関して郡守に必要だと認める事項